

## 土地家屋調査士の倫理では問題ないの？。

- 法務大臣から認証を受けられる事業者の範囲は、個人・法人及び権利能力なき社団及び財団等も可能ですが、土地家屋調査会は土地家屋調査士法で「会員の指導と連絡」をすることしか認められていない会であります。たとえ土地家屋調査士会が認証を受けても、会員以外の者と紛争解決手続き業務は出来ません。土地家屋調査士会はその会員に対しての事務をするための「強制入会の会」であります。
- その解決方法の例として、法人格のない「境界紛争解決センター」等で認証を受け、土地家屋調査士の業務でない「紛争解決手続き」には土地家屋調査士の名称を使用せずに運営すれば何ら、法に抵触しないのでは？。
- 法務大臣の指定を受けた土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法第3条に規定があるとおりに、「ADR認定土地家屋調査士(通称名)」に「紛争解決手続き業務」を代理させることが、「法令遵守」ではないでしょうか？。
- 現在の土地家屋調査士会の方法では、「ADR認定土地家屋調査士(通称名)」の資格は全く不要な資格であるものと言わざるを得ません。
- 内閣府の「司法制度改革審議会」は、このような現状を国民に対してどう報告するつもりでしょうか？。
- 政府は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の附則第2条の所要の処置(見直し)を講じる必要があるのでは？。